

日医発第 1459 号 (情シ)  
令和 7 年 12 月 17 日

郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 長島 公之  
(公印省略)

電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋において、日医発第 1117 号 (情シ) 令和 7 年 10 月 7 日「医薬品等マスタの早期の点検報告に向けた取組と今後について」にて、電子処方箋の点検報告がなされていない医療機関等に対する今後の対応の方向性についてお知らせしましたが、今般、その対応の日程等が具体的に示され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

電子処方箋を利用している多くの医療機関で点検報告を実施していただいている状況です。ご協力いただき誠にありがとうございます。一方で、ごく一部の医療機関ではございますが、点検報告をまだ実施されていない医療機関に関しましては、上記の文書でもお知らせしたとおり、電子処方箋管理サービスへの接続停止措置が講じられることとなります。具体的には令和 8 年 1 月 8 日 (木) 17 時までに点検報告が済んでいない医療機関・薬局に対して、同月 11 日 (日) を目途に電子処方箋管理サービスへの接続が停止されます。

なお、対象の医療機関に対して、厚生労働省より架電し、点検報告の対応をお願いしていること申し添えいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

**【点検報告済みリスト】**

既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「医薬品等マスタ等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト」として厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、点検報告を行ったか不明な場合は、ご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_taioushi\\_setsu\\_tenken00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushi_setsu_tenken00001.html)

※令和 8 年 1 月 15 日 (木) をもって、公表を終了する予定とのことです。

**【点検報告未完了（又は今後電子処方箋を導入する予定の）医療機関について】**

令和8年1月11日（日）以降、点検報告未完了医療機関（電子処方箋関連サービスの接続停止措置を受けた者を含む）、又は今後電子処方箋を導入する予定の医療機関にあっては、患者の健康被害を防ぐため、医薬品等マスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、点検報告の旨とともに電子処方箋の利用申請を行うことで、電子処方箋管理サービスへの接続ができるようになります。

※詳細な手順につきましては、医療機関等向け総合ポータルサイトから医療機関宛てへ別途案内がなされる予定です。

**【本件の問い合わせ先】**

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

※電子カルテの具体的な操作方法等については、各電子カルテ事業者にお問い合わせください。